

中学生の通院医療費3分の2の助成を開始します

問 保険年金課 ☎(55)7119

子ども医療費助成拡大により、8月診療分から、中学生15歳になる年の年度末までの通院医療費(保険診療の自己負担額の内3分の2を助成します。医療機関などを受診し自己負担額を支払った後で、申請により後日、口座へ振り込みます。(入院医療費は従来通り全額助成されます。)

診療月ごとで医療機関ごとにまとめて、申請してください。

持ち物

- ①医療機関が発行した領収書(診療点数、支払金額、受診者名、受診日が記載されているもの)
②健康保険証
③印鑑(朱肉使用のもの)
④振込先口座の通帳

⑤高額療養費、補装具などに該当する場合は、支給決定通知書

申請先/保険年金課または各支所

愛知県在宅重度障害者手当・特別障害者等手当に関する所得状況届・現況届お忘れなく

問 社会福祉課 ☎(55)7115

愛知県在宅重度障害者手当

身体または知的に重度の障害のある在宅の方に対する手当です。主に身体障害者手帳1・2級と療育手帳A判定の方に支給されます。

届出期間/8月1日(水)~31日(金)

特別障害者等手当特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当

身体または知的に重度の障害があるため、日常において常時介護が必要な在宅の方に、障害の程度によって支給される手当です。

届出期間/8月10日(金)~9月11日(火)

※各手当には、所得状況届などを提出することが義務づけられています。該当者には、個別に通知します。

※この届を提出しないと、該当していても手当が支給されなくなりますので、必ず提出してください。

※愛知県在宅重度障害者手当および特別障害者手当は、3か月継続入院をされると受給資格が喪失します。該当の場合は、届け出てください。

提出場所/社会福祉課または各支所

水道メーターを取り替えます

問 上水道課 ☎(26)8111

取替地区/【佐織地区】諸桑第一・第二、諸桑団地、南河田、北河田、小津、西八幡団地、諏訪第一・第二

取替期間/8月10日(金)~31日(金)

工事業者/市指定の水道工事組合

料金/無料

※止水栓修理やメーター周辺の修理などが必要な場合、修理費は個人負担となります。この場合、取り替えを行う業者から事前に連絡します。

下水道事業受益者負担金等の納付通知書を送付します

問 下水道課 ☎(55)7124

対象/下水道が整備された区域内の土地の受益者となる方

納付方法/分割払いまたは一括払いの2種類の納付通知書が届きますので、どちらかを選択し、納付してください。

分割払いの場合

3年間で12回に分けて(1年に第1期から第4期の計4回納める方法。ただし、納付額が1万2千円未満の場合は、初年度の4回で納付)

2期別用の納付通知書で各納付期間に納めてください。なお、2年目と3年目の納付通知書は各年度に送付します。

口座振替の方は、各期の最終日に引き落としされます。

納付期間

- 第1期 8月1日~31日
第2期 10月1日~31日
第3期 12月3日~平成31(2019)年1月4日
第4期 平成31(2019)年2月1日~28日

一括払いの場合/【全期用】の納付書で8月31日(金)までに納めてください。

※口座振替の方は、8月31日(金)に引き落としされます。

納付場所/納付通知書の裏面に記載されている指定金融機関、市役所、各支所

※ゆうちょ銀行、郵便局は、愛知・岐阜・

三重および静岡県内に限る。受益者負担金等は、下水道整備費の一部にあてる貴重な財源です。

皆様のご協力をお願いします。【宅内排水接続工事のお願い】

公共下水道および農業集落排水の供用開始された区域で、まだ接続工事がお済みでない方は、1日も早い切り替えをお願いします。

個人事業税の第1期分納期限は8月31日(金)です

問 西尾張県税事務所県民税・事業税第二グループ ☎0586(45)3169

8月中旬に県から納税通知書を送付します。今年度から、納税通知書に第1期分と第2期分の納付書を同封して送付しますので、お間違えのないようにご注意ください。

納付場所および納税方法は次のとおりです。

- 金融機関・県税事務所の窓口
コンビニエンスストア、MMK設置店
※納付書の納付金額が30万円以下に限る。
Pay-easy(ペイジー)に対応したインターネットバンキングまたはATM
インターネットでのクレジットカードによる納付

領収証書が必要な方は金融機関(ゆうちょ銀行を除く)の窓口で納付してください。また、納税には便利で安全な口座振替の制度もあります。金融機関の窓口で手続きできます。